

大学生の消費者被害についての注意喚起

近年、悪質な業者による訪問販売やマルチ商法などによる消費者被害が多発しています。大学生においても、就職活動に関連した英会話教室やリクルート講座を大学生の不安につけ込んで強引に契約させたり、友人の誘いでマルチ商法の契約をさせられてしまう等の被害が多く発生しています。また、学外で実施されているアンケートや、大学関係者を装った名簿業者からの問合せ等により個人情報流出が流出するトラブルも発生しています。

契約するつもりがないのに執拗に勧誘されたら「お断りします」「必要ありません」とはっきり断り、こうした消費者被害に遭わないよう注意をしてください。また、断り切れずに契約してしまった場合や、契約後に騙されたと分かった場合にも、クーリング・オフや契約の取消しができる場合がありますので、すぐに学生相談所や最寄りの消費生活センター等に相談してください。

【近年の消費者被害事例（独立行政法人国民生活センター発表）】

- ・「就活中の大学生はご注意！英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘」
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20091104_2.pdf
- ・「新手のマルチ取引ー友人を誘うと紹介料が入る話は契約の後ー」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090305_1.html
- ・「悪質な「有料メール交換サイト」にご注意！」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100901_4.html
- ・「高額な施術の契約をせかす美容医療サービス」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100707_1.html

【学生相談窓口】

学生相談所（川内北キャンパス） 022-795-7833（直通）

【最寄りの消費生活センター】

- ・宮城県消費生活センター 相談専用電話 022-261-5161
平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00（祝日・年末年始休み）
- ・仙台市消費生活センター 消費生活相談ダイヤル 022-268-7867
9:00～18:00（年末年始休み）

【参考】(出典：ハンドブック消費者2010 消費者庁)

<p>1. キャッチセールス (化粧品・美顔器・エステ・絵画など)</p>
<p>駅前や繁華街の路上などで「アンケートに答えて下さい」「モデルをやりませんか」等の商品の売買等の目的とは無関係な言葉をかけられ、それをきっかけに営業所などに連れ込まれ、話をしているうちに商品の売買に話題が移り契約をさせられる商法です。</p>
<p>2. アポイントメントセールス (アクセサリー・複合サービス会員・教養娯楽教材など)</p>
<p>「海外旅行の抽選に当たったから手続きに来てください」等、電話・郵便などで、販売目的を隠して、あるいは有利な条件を強調して消費者を呼び出し、喫茶店や営業所などに連れ込んで契約を結ばせる商法です。</p>
<p>3. デート商法 (アクセサリー・婦人洋服・絵画など)</p>
<p>異性を電話等により呼び出したり街頭で声をかけたりして接触し会話を交わしていく中で、相手の恋愛感情を巧みに利用して高額な商品等を契約させる商法です。出会い系サイトで知り合った異性が販売員だったというケースや、いわゆるメル友だった時には商品の販売については聞かされず、実際に会って初めて商品の購入を勧められるといったケースがあります。</p>
<p>4. マルチ商法 (健康食品・化粧品・浄水器など)</p>
<p>販売組織の加盟者が消費者を販売員に勧誘し、さらにその販売員が他の消費者を販売員に勧誘するというように、次々に消費者が販売員となって組織をピラミッド式に拡大していく商法です。高額な価格で購入した大量の在庫品を抱えてしまう、友人や親戚を販売組織に加盟させようとする等のトラブルが生じています。</p>
<p>5. 電話勧誘販売 (本・生鮮食品など)</p>
<p>事業者や代行業者が消費者に電話をかけ、あるいは電話をかけさせて商品の紹介や勧誘を行なう商法です。電話口でのあいまいな返事で契約を主張されたり、断っても何度も電話をかけてきたりする場合があります。</p>
<p>6. 点検商法 (浄水器・ふとん・耐震工事・床下換気扇など)</p>
<p>「ふとんのダニの点検に来た」「無料耐震診断をしてあげる」など、点検を口実に消費者宅を訪問し、「早く手を打たないとこのままでは危ない」と不安をあおり商品の販売や工事の契約をさせる商法です。</p>
<p>7. 次々販売 (ふとん・アクセサリー・リフォーム工事・和服など)</p>
<p>高額な商品を買わされるなど一度被害に遭った消費者に対し、業者が次々と商品等を販売する行為を繰り返し、消費者の被害がどんどん拡大していく商法です。エステティックサービスの契約をした人が化粧品や美容器具、健康食品を次々に契約させられたり、展示会に行き絵画を契約させられた人が、その後何度も呼び出され、そのたびに新たな絵画を契約させられたりといったケースがあります。</p>
<p>8. 催眠(SF)商法 (ふとん類、電気治療器・健康食品など)</p>
<p>安売りや講習会を名目に公民館や近所の家の車庫等に人を集め、日用品や食料品を無料同然で配るなどして熱狂的な雰囲気盛り上げ、一種の催眠状態をつくりだして冷静な判断を失わせ、最終的には高額な商品を買わせようとする商法です。</p>
<p>9. 利殖商法 (未公開株・投資用マンションなど)</p>
<p>「値上がり確実」「必ず利益が出る」など、言葉巧みに儲け話を持ちかけて出資を促す商法です。何時間も説得された末に根負けして契約してしまう、「このままでは出資したお金が戻ってこない」と不安をあおられてさらなる出資をしてしまうといったケースがあります。</p>